

特定入所者介護(介護予防)サービス費

介護保険サービスにおいて、「食費」・「居住費(滞在費)」は、保険給付の対象外ですが、所得の低い人には自己負担が重ならないように、下表のとおり負担段階によって限度額を設定しています。

第1・2・3段階に該当する人は、**利用する月の末日までに申請(介護保険負担限度額認定申請)が必要**です。※居住費の負担限度額は居室の種類によって異なります。

□ 1日あたりの居住費・食費の自己負担額

負担段階	負担区分条件(※3)	預貯金等の資産の状況(※4)	食費 ()内は ショートステイ	居住費		
				多床室		ユニット型個室
				特養等(※2)	老健・療養等(※2)	
第1段階	・本人及び世帯全員が市民税非課税で老齢福祉年金を受けている人 ・生活保護を受けている人	単身：1,000万円以下 夫婦：2,000万円以下	300円	0円	0円	820円
第2段階	本人及び世帯全員が市民税非課税で、「年金収入(※1)と合計所得金額」の合計が80万円以下の人	単身：650万円以下 夫婦：1,650万円以下	390円 (600円)	370円	370円	820円
第3段階 ①	本人及び世帯全員が市民税非課税で、「年金収入(※1)と合計所得金額」の合計が80万円超120万円以下の人	単身：550万円以下 夫婦：1,550万円以下	650円 (1,000円)	370円	370円	1,310円
第3段階 ②	本人及び世帯全員が市民税非課税で、「年金収入(※1)と合計所得金額」の合計が120万円超の人	単身：500万円以下 夫婦：1,500万円以下	1,360円 (1,300円)	370円	370円	1,310円

※1 年金収入とは、課税年金(国民年金や厚生年金等)と**非課税年金(障害年金や遺族年金)**の合計を指します。

※2 特養等…介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)、(介護予防)短期入所生活介護(ショートステイ)、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護(特別養護老人ホーム)を指します。
老健・療養等…介護老人保健施設、介護療養型医療施設を指します。

※3 住民上世帯が異なる(世帯分離している)配偶者(婚姻届を提出していない事実婚を含む。DV防止法における配偶者からの暴力を受けた場合や行方不明の場合は対象外)の所得も判断材料とします。

※4 第2号被保険者の「預貯金等の資産の状況」については、第1段階の要件(単身1,000万円以下、世帯2,000万円以下)をすべての負担区分条件で適用となります。

《預貯金の対象範囲について》

対象となるもの	対象外となるもの
・預貯金(普通預金、定期預金)、投資信託、有価証券	・生命保険等
・その他(現金・負債(住宅ローン)等)	・貴金属・その他の動産

◎不正行為への加算金

- ・偽りその他の不正行為により、特定入所者介護(介護予防)サービス費を受給した場合、給付した額の返還に加えて、最大で給付額の2倍の加算金を課すことがあります。

□特定入所者介護サービス費が非該当の場合となることによって、生活困窮となる可能性がある場合は「特例減額措置」が受けられる可能性があります。

世帯(世帯分離している配偶者を含む)に市民税課税者がいる方や預貯金等の上限額で非該当の場合、食費と居住費が減額されませんが、高齢夫婦等の世帯で、世帯員が施設に入所し、食費・居住費を負担した結果、他の世帯員が生活困難となる場合等には、特例減額措置として食費と居住費が軽減される制度です。

※短期入所生活介護(ショートステイ)の利用は対象外

その他利用者負担軽減制度

①社会福祉法人による利用者負担軽減

社会福祉法人(室蘭市内の事業所については7・8ページ※印の事業所)が実施する下記の介護保険サービスの利用に限り、市民税非課税世帯で該当条件を全て満たす人について、利用者負担の一部を**申請により**軽減します。

②災害や特別な事情による利用者負担減免

- ・第1号被保険者または主たる生計維持者が、天災・火災などにより財産について著しい損害を受けたとき
- ・主たる生計維持者が、病気・負傷・死亡により収入が著しく減少したとき
- ・主たる生計維持者が、倒産・失業などにより収入が著しく減少したとき



「特例減額措置」やその他利用者負担軽減制度①、②の詳細についてはHPをご覧ください。

※生活困窮を確認するため、収入状況や預貯金調査などを行います。
ご不明な点につきましては介護保険係にお問い合わせください。

こちらから

